

(表明・告知)

消費者庁パンフレット：『「身元保証」 や「お亡くなりになられた後」を支援する サービスの契約をお考えのみなさま へ』についての見解表明

ほほえみの会が、平成20年4月8日特定非営利活動法人として発足して、10周年を迎えます。当初の活動から、事業内容も会のご案内（パンフレット）も変わらずに、今日を迎えています。ほほえみの会は、最初のパンフレットを作った時から、変わらない内容で身元引受の活動を続けております。その間、時代はずいぶん変わり、身元引受やお亡くなりになられた後の心配がなくなるサービスについて、ご相談いただくことも多くなりました。「住み慣れた地域でなるべく心配なく生活を続けていきたい」、という希望は、生活をする多くの人にとって切実なものです。

その希望を受けて、世の中に、弊会に類似する活動も増えてきているようです。この度、消費者庁から発行されました標記パンフレットに出てくる起こりがちなトラブルについての情報は、弊会と活動内容に似ている点があります。一方で、一見似ているが、全く違う点も見受けられます。特に、相違点につきましては、一見似ておりますので、現在、弊会を利用されている方や関係者の方に誤解が生じないよう、パンフレットにある「起こりがちなトラブル」を中心に、改めて会の活動についてのご紹介をさせていただきたいと思っております。ご家族、ご友人の方で、興味のあるかたは、是非、ご一読下さい。その際には、消費者庁の発行するパンフレットを横において、一緒にご確認をしてください。あなたや、あなたの大切な人がお困りになっているその団体、ひょっとすると、「ほほえみ」ではないかもしれません。

共通点

私どもは、パンフレットにある「高齢者サポートサービス」、すなわち、①日常生活支援サービス、②身元保証サービス、③死後事務サービスの3点を含む活動をいたしております。

会の活動（サービス）については、共通しているようです。ところが…（次のページをどうぞ）

相違点

一方で、トラブルになるところは、弊会の取り組みと相違します。今回、同パンフレット P4. にございます、「起こりがちな悩み・トラブル」を中心にまとめました。

・料金体系について

ほほえみの会では、金銭管理を含む見守り契約として、1月につき、3,000円の費用（見守り費）を頂いております。入会金、一時金というものは必要ありません。ただし、私どもの会は、「利用者の生活の安定に資する」ことを目的に契約を結んでおりますゆえ、費用につきましては、福祉的視点から本人の生活状況等を踏まえ、柔軟に対応しております。

遺言につきましては、本人希望の際、公正証書遺言での作成をお勧めしております。公正証書遺言は、本人から遺言の内容を聴取し、作成されます。遺言は、内容も、作成するか否かも含め、本人の意思に沿って作成されるものです。当然、遺言の内容も、誰かに強制されるものではありません。弊会の利用者の中でも、自分自身にとって、必要であると考えの方が作成をされています。

経済状況の把握につきましては、弊会が本人に代わって支払い義務者となる場合、本人資産からの支払いが可能か否かを確認する目的で実施しております。それゆえ、利用の条件として、すべての財産を開示することを求めることはありません。

・サービス利用に関する不安

本人様への回答は勿論のこと、第三者からの弊会のサービス内容についての問い合わせにつきまして、本人からの要請がある場合には、弊会より、相手先に回答をさせていただいております。

・サービス中止に関する手続き

入院などに伴い、一時的に身元引受を依頼いただく場合など、活動の目的が終了し、本人様からのお申し出がある場合には、見守り費を除く、弊会でお預かりしている物品を全てお返しし、契約を終了致します。ただし、緊急連絡先が確保できていない場合など、解約が本人の生活状況に不便をもたらすことが考えられる際には、関係者と協議を行い、「生活の安定に資する」という契約の目的に合うよう適切な対応をいたします。また、解約事由を問わず、違約金・解約金などはありません。

このページは、相違点（下線部）についてまとめました。振り返りますと、活動の名称や目的は、共通するのですが、中身はだいぶ違うようですね。（それでは、最後に、「お願い」です。次のページをどうぞ）

お願い

弊会が伝聞しているだけでも、複数件、弊会と同じような活動をしている団体があることを認識しております。「ほほえみの会と同じ活動をしています」という、無責任な、営業をしているところもあると、話を受けた方から度々聞いております。このパンフレットを見て、団体によっては、トラブルになることもあるのかと思うと、活動が似ているだけに、やるせない気持ちにもなります。弊会は、先達の活動を見習い、地域をより良くしようと思い、活動を始めました。昨年、活動開始から10年を迎えました。利用者も徐々に増えておりまして、平成29年度、1年間の相談件数が10,000件を超えました。職員一同、現在まで無事に活動ができていることを、誇らしく思います。

また、弊会の活動は、偏に、関係各位、ご利用いただく皆様からのご指導、ご支援の賜物であると自覚し、日々、深く感謝致しております。これからも、「地域で心配なく生活を続けていきたい」という、誰もが、当たり前を実現したい希望に寄り添った活動を続けてゆく所存です。今後とも、ご指導、ご鞭撻のほど、宜しく願い申し上げます。

平成30年10月17日

特定非営利活動法人 ほほえみの会 理事 酒井晃洋

〒373-0001 群馬県太田市西長岡町728番地 電話 0276-47-3009（土日も対応可）